

4 水 推 第 499 号

令和 4 年 6 月 20 日

水産政策審議会

会長 田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針（案）に
ついて（諮問第 394 号）

内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、別添の内水面漁業の振興に関する法律に基づく国の基本的な方針（案）について、貴審議会の意見を求める。

第1 基本的方向

「内水面水産資源の維持増大を図り、国民に水産物を供給する漁業生産を振興すること」、「多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保すること」により、内水面漁業と農業・観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨とし、関係者が連携して必要な施策を総合的に推進。

第2 内水面水産資源の回復

1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

○環境変化に対応する増殖技術の開発・普及の推進 ○遊漁の実態も考慮に入れた魅力的な漁場の形成

○種苗生産施設や中間育成施設の整備の推進 等

2 カワウ及び特定外来生物による被害の防止措置に対する支援等

○中長期的目標に沿った継続的なカワウの個体群管理の実施

○特定外来生物の効果的な防除技術の開発、重大な水産被害が生じている地域における計画的な防除

3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

○迅速な診断法や予防・治療技術の開発・普及 ○水際検疫等の的確な運用 等

第3 内水面における漁場環境の再生

1 内水面に係る水質の確保

○下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等の促進

2 内水面に係る水量の確保

○雨水貯留浸透施設の設置や冬水田んぼなど健全な水循環系の維持・回復 等

3 森林の整備及び保全

○保育・間伐、治山施設の整備等森林の整備・保全等の推進 等

4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

○河川横断施設について、魚道の設置・改良及び適切な維持管理の推進 ○水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備 ○産卵場の敷設、産卵植生の保全・造成、石倉等の設置等の取組の推進

5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

○河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の創出を全ての川づくりの基本とした河川管理 等

第4 内水面漁業の健全な発展

1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

○浜プラン・広域浜プランを活用した湖沼漁業の振興 ○燃油・配合飼料の価格変動対策の適切な実施

○陸上養殖業を届出養殖業に位置付け 等

2 多面的機能の発揮に資する取組への支援等

○内水面漁業者を中心に資源・漁場を持続的に管理できる体制の構築推進

○内水面漁業者と多様な主体が連携して行う生態系の維持・保全保全活動等の支援 等

3 人材の育成及び確保

○就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修、技術習得支援等、段階に応じた支援 等

4 商品開発への取組等への支援

○付加価値の向上、販路拡大・多様化等の取組の推進 ○生産・加工・流通が連携した取組の推進 等

5 回遊魚類の増殖の取組への支援等

○回帰率が低下しているサケについて、環境変化への対応や回帰率の良い取組事例の横展開等を早急に推進

○ウナギ関係者による資源管理のための協議の促進、ウナギの効果的な増殖手法の開発の推進 等

6 国民の理解と関心の増進

○広報活動や自然体験活動の推進 ○漁業調整規則や遊漁規則等の周知・啓発活動の促進 等

第5 その他重要事項

1 協議会

○効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整 ○活動状況や課題等についての情報収集・普及 等

2 持続可能な漁場管理体制の構築

○漁協の運営体制強化への支援、持続的な増殖・漁場管理体制の検討 等

3 頻発・大規模化する自然災害への対策

○被害を受けた水産資源の回復方法の検討推進 ○ダム事前放流に係る情報等の共有推進 等

4 平成23年原子力事故による被害等への対策

○「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に沿った支援 等

内水面漁業の振興に関する基本的な方針（案）新旧対照表

見直し案	現行
<p>我が国は、国土の約七割を占める豊かな森林による水源^{かん}涵養機能等により水に恵まれており、汽水域を含む河川や湖沼において地域ごとに特色ある漁業が営まれてきた。内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、シジミ、湖沼や養殖池で養殖されるウナギやコイ等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給するほか、ニシキゴイを<u>はじめ</u>とした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面漁業は、これら水産物の供給に加え、<u>釣り場や自然体験活動の場</u>といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮しており、<u>内水面漁業を農林業、観光業と関連させながら地域産業を形成している中山間地域も多い。</u>内水面の第五種共同漁業権を免許された水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項に規定する内水面組合（以下「内水面漁業協同組合」という。）は、種苗放流等による水産資源の増殖や漁場環境の整備等、河川・湖沼を持続的に利用するための管理を行っており、このような活動が多面的機能の発揮にも寄与している。</p> <p>内水面における漁獲量・産出額は、<u>漁場環境の悪化、漁業者の減少、水産物消費量の減少、カワウや特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下同じ。）による食害等により、昭和五十三年の十三万八千トン、平成十年の六百六十二億円をピークに減少傾向にあったが、平成二十年代以降</u></p>	<p>我が国は、国土の約七割を占める豊かな森林による水源^{かん}涵養機能等により水に恵まれており、汽水域を含む河川や湖沼において地域ごとに特色ある漁業が営まれてきた。内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、シジミ、湖沼や養殖池で養殖されるウナギやコイ等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給するほか、ニシキゴイを<u>始め</u>とした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面漁業は、これら水産物の供給の機能に加え、<u>内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場</u>といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与している。</p> <p><u>一方、内水面における漁獲量は、昭和五十三年の十三万八千トン</u>をピークに、平成二十七年には三万三千トンまで減少している。その要因として、河川等内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）及びカワウ等の鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。）（以下「特定外来生物等」と総称する。）の生息域の拡大と食害等が指摘されている。</p> <p>また、内水面における<u>養殖生産量</u>についても、昭和六十三年の九万九千トンをピークに、平成二十七年には三万六千トンまで減少している。このうち生産量の五割を占めるうなぎ養殖業において、養</p>

は年間二～三万トン、百六十～二百億円の横ばいで推移している。一方、養殖については、生産量は昭和六十三年の九万九千トンをピークに減少し、平成二十年代以降は三～四万トンの横ばいで推移しているが、産出額については近年増加傾向にあり、令和元年には十年前と比較して約四十パーセント増の千百九十億円となっている。これは、内水面養殖生産量の約五割を占めるウナギの産出額が増大していることによる。

内水面漁業協同組合の正組合員数は、昭和五十八年の五十六万七千人をピークに、平成三十年には二十七万人まで減少している。内水面養殖業の従事者数についても、昭和四十八年の四万三千人から平成三十年には九千人にまで減少しており、内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にある。将来にわたって内水面漁業が持続的に営まれるとともに多面的機能が発揮され、水産物の供給や農業・観光業との連携による地域振興が図られるよう、関係府省、地方公共団体、内水面漁業協同組合等が連携して取り組むことが必要となっている。

この基本方針は、内水面漁業をめぐるこれらの状況を踏まえて、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的方向、内水面水産資源の回復に関する基本的事項、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項、内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項等を定めるものである。なお、この基本方針は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

殖用種苗の漁獲量が長期的に減少傾向にある。ウナギ資源の持続的な利用を確保するため、同一の資源を利用している周辺諸国・地域による資源管理の推進が必要とされている。

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項に規定する内水面組合（以下「内水面漁業協同組合」という。）の正組合員数は、昭和五十八年の五十六万七千人をピークに、平成二十五年には三十三万人まで減少しており、内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にある。内水面漁業が盛んな地域には、内水面漁業と農林業、観光業等とが密接に関連しながら地域産業を形成している中山間地域も多く、内水面漁業の生産体制の脆弱化は、中山間地域の社会の活力の低下にも繋がるものである。

この基本方針は、内水面漁業をめぐるこれらの状況を踏まえて、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的方向、内水面水産資源の回復に関する基本的事項、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項、内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項等を定めるものである。なお、この基本方針は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第一 内水面漁業の振興に関する基本的方向

内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面水産資源の維持増大を図り、国民に水産物を供給する漁業生産を振興すること、多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保することにより、内水面漁業と農業、観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨として、関係省庁、地方公共団体、内水面漁業協同組合等が連携し、必要な施策を総合的に推進することとする。また、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、このような変化に対応する増殖・漁場管理技術の開発や、被害の最小化、良好な漁場環境の復旧に向けた初動対応や河川管理者等関係者との連携体制の強化等を促進することとする。

第二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項

1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、温暖化等による環境変化に対応する効果的な増殖技術の研究開発を推進するとともに、生息環境改善の手法や放流効果の高い種苗生産技術・放流手法等の得られた成果が広く活用されるように普及を図る。内水面水産資源は、採捕の多くが遊漁者によるものであることから、漁場の環境収容力の範囲内で秩序ある遊漁利用を増やしていくことが、資源と漁場の持続的利用を図る上で重要である。このことを踏まえ、増殖を行うに当たっては、遊漁の実態や遊漁者数の動向も考慮に入れ、遊漁者を呼び込める魅力ある漁場の形成を図ることとする。また、内水面水産資源の種苗生産施設や中間育成施設の整備を

第一 内水面漁業の振興に関する基本的方向

内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面水産資源の維持増大を図ること、漁場環境の保全・管理の中核を担う内水面漁業協同組合が持続的に活動できるようにすること及び遊漁を始めとした川辺での国民の自然との触れ合いを促進し、水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興の進展を図ることを旨として、関係省庁、地方公共団体及び内水面漁業協同組合等が連携し、必要な施策を総合的に推進することとする。また、施策の推進に当たっては、漁場環境の再生等について、他地域の模範となるような関係者間の連携事例の普及を図ること等により、その着実な実施を図ることとする。

第二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項

1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、内水面水産資源の増殖技術の研究開発を推進するとともに、生息環境改善の手法や放流効果の高い種苗生産技術等得られた成果が広く活用されるように普及を図る。また、内水面水産資源の種苗生産施設や中間育成施設の整備を推進するとともに、水害等により内水面水産資源が被害を受けた場合には、その状況についての都道府県からの報告を踏まえ、緊急に内水面水産資源を回復するための種苗放流等に対する支援等について検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

また、資源の減少が危惧されているニホンウナギについては、河

推進するとともに、水害等により内水面水産資源が被害を受けた場合には、その状況についての都道府県からの報告を踏まえ、緊急に内水面水産資源を回復するための種苗放流等に対する支援等について検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

2 カワウ及び特定外来生物による被害の防止措置に対する支援等
カワウについては、「カワウ被害対策強化の考え方」(平成二十六年四月二十三日農林水産省・環境省公表)に従い、被害を与えるカワウの個体数を令和五年度までに半減させる目標の達成を図る。目標期間が終了した際には、それまでの取組の成果や調査等によって得られた知見を総括して、令和六年度以降の中長期的な目標を策定し、被害状況を踏まえ、個体群管理と被害地における被害防止対策を継続的に行う。オオクチバス等の特定外来生物については、これまでの防除活動によって生息数が減少した水域でのリバウンド防止技術や、侵入初期段階での定着防止に資する技術等、効果的な防除技術の開発を行い、内水面水産資源に重大な被害が生じている地域において、適切な目標を定め、効果を検証しながら防除を推進する。

3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防及びまん延防止のため、迅速な診断法及び予防・治療技術の開発及び普及を推進する。また、海外における伝染性疾病の発生状況等について情報を収集し、都道府県の協力を得つつ、内水面漁業者に対して、必要な情報を迅速に提供する。さらに、海外からの輸入防疫対象疾病の侵入を防ぐため、

川域及び海域における生息状況の調査を行うとともに、種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。

2 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等
特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、外来魚について、効率的な防除手法の技術開発を進めるとともに、電気ショックボート、偽の人工産卵床設置等による防除を推進する。また、近年特に被害が広域化・深刻化しているカワウについて、カワウ対策に関する内水面漁業者等の知識の向上を図りつつ、カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく効果的な駆除活動等を推進することにより、「カワウ被害対策強化の考え方」(平成二十六年四月二十三日農林水産省・環境省公表)に規定する被害を与えるカワウの個体数を平成三十五年度までに半減させる目標の早期達成を図る。

3 内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

内水面水産資源に係る冷水病等の伝染性疾病の予防及びまん延防止のため、内水面水産資源に係る伝染性疾病に対する迅速な診断法及び予防・治療技術の開発及び普及を推進するとともに、海外における伝染性疾病の発生状況及び新疾病の発生状況等について情報を収集し、都道府県の協力を得つつ、内水面漁業者に対して、必

管理命令等を的確に運用し、必要があれば、焼却、埋却等の措置を命じる。

第三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

1 内水面に係る水質の確保

内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等を促進する。

2 内水面に係る水量の確保

内水面における水量の確保を図るため、各地で流域を中心とした地下水の涵養を促進するための雨水浸透^{ます} 枘、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置や水田の冬期^{たん} 湛水等健全な水循環系の維持又は回復に努めるものとする。

3 森林の整備及び保全

森林の有する水源の涵養の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な保育、間伐等の森林の整備を推進するとともに、治山施設の整備や保安林の適切な管理等による森林の保全を推進する。また、地域の多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくり等を推進する。

要な情報を迅速に提供する。また、内水面水産資源に係る輸入防疫対象疾病の国外からの侵入を防ぐため、隔離検疫等を的確に運用し、必要があれば、焼却、埋却等の措置を命じる。

第三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

1 内水面に係る水質の確保

内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等を促進する。

2 内水面に係る水量の確保

内水面における水量を確保する場合には、各地で流域を中心とした地下水の^{かん} 涵養を促進するための雨水浸透枘、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置や水田の冬期湛水等健全な水循環系の構築に努めるものとする。

3 森林の整備及び保全

森林の有する水源の^{かん} 涵養の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な保育、間伐等の森林の整備を推進するとともに、治山施設の整備や保安林の適切な管理等による森林の保全を推進する。また、地域の多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくり等を推進する。

4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

内水面における水産動物の遡上・降下環境の改善のため、その移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、堰等の河川横断施設について、魚道の設置及び改良並びに適切な維持管理を推進する。また、内水面水産資源の生育に重要な役割を果たす水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮する。さらに、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、アユ、溪流魚等の産卵場となる礫底の造成、コイ、フナ等の産卵場となる産卵植生の保全及び造成、様々な水産動植物の棲み家となる石倉増殖礁等の設置等の取組を推進する。

5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行うこととし、平面計画や縦横断計画等の河道計画や河岸の保全・整備等に当たっては、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全にも資するよう、個別の箇所ごとの状況に応じた取組を行う。

第四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

内水面における水産動物の遡上・降下環境の改善のため、その移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、堰等の河川横断施設について、魚道の設置及び改良並びに適切な維持管理を推進する。また、内水面水産資源の生育に重要な役割を果たす水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮する。さらに、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、アユ、溪流魚等の産卵場となる礫底の造成、コイ、フナ等の産卵場となる産卵植生の保全及び造成、様々な水産動植物の棲み家となる石倉増殖礁等の設置等の取組を推進する。

5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行うこととし、平面計画や縦横断計画等の河道計画や河岸の保全・整備等に当たっては、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全にも資するよう、個別の箇所ごとの状況に応じた取組を行う。

第四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

内水面における漁業生産を担う湖沼漁業の経営体育成を図るため、「水産基本計画」（令和四年三月二十五日閣議決定）を踏まえて、「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」を活用した振興が進むよう、ICTを活用した漁業対象種の資源管理、担い手の確保・育成、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革等の取組を推進する。また、内水面漁業においては、漁船の操業、養殖の加温等に用いる原油及び養殖用配合飼料が総費用に占める割合が大きく、これらの価格の変動が経営に与える影響が大きいことから、これらの影響を緩和することを目的として、燃油と配合餌料の価格高騰対策を適切に実施する。

養殖業においては、近年、生食市場の拡大が顕著である、海面で養殖されるサケ・マス類の種苗について、国内の供給力を強化するため、海面養殖業者のニーズ調査、種苗生産に適した地域や施設の洗い出し等、課題の整理と対応に向けた検討を行う。

ウナギ資源の持続可能な利用を確保していくため、国際的な取組としては、我が国が主導的な役割を果たし、中国、韓国及び台湾との四か国・地域での池入れ量制限、科学的な助言の提供等を行うための科学者会合の開催をはじめとする資源管理を一層推進する。国内においては、漁業法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十五号）により、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十二条第一項に規定する特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であって、当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の違法な採捕に対する罰則規定が新たに創設され、令和五年十二月から適用されることを踏まえ、ウナギの稚魚を

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、『日本再興戦略』二千十六」（平成二十八年六月二日閣議決定）に基づき、内水面漁業を営む者を有する地域が、企業・NPO等のサポートを得て、漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「浜の活力再生プラン」及び複数の地域が連携して機能再編や収益性向上のために策定する「浜の活力再生広域プラン」の取組を推進する。また、国際商材として輸出拡大が期待されるニシキゴイ等について、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成二十八年五月十九日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出促進を図る。さらに、内水面漁業においては、漁船の操業、養殖の加温等に用いる原油及び養殖用配合飼料が総費用に占める割合が大きく、これらの価格の変動が経営に与える影響が大きいことから、これらの影響を緩和することを目的として、燃油と配合餌料の価格高騰対策を適切に実施する。加えて、内水面漁業協同組合等が行う漁業技術及び経営面での創意工夫の取組につき広く情報を収集するとともに、他地域の模範となる地域の取組について、全国への周知を図る。

特定水産動植物に指定するとともに、その流通が不透明であるとの指摘があることから、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号。令和四年十二月施行。）に基づき、流通の適正化を図る（ウナギの稚魚に対する同法の規定は、令和七年十二月に適用。）。また、法第二十六条の指定養殖業の許可の制度を活用してシラスウナギの池入量の管理を継続する。加えて、ウナギは養殖用種苗の全てを天然採捕に依存していることから、種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。

国際商材として輸出拡大が期待されるニシキゴイ等については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）等を踏まえて、海外でのセミナーやプロモーション等の取組を促進するとともに、疾病管理体制の構築、外国産ニシキゴイとの差別化に資する規格の策定や認証の取得等に向けた取組を支援し、更なる輸出の拡大を図る。

陸上養殖については、実態把握調査を実施するとともに、都道府県を通じたフォローアップ調査を定期的実施し、調査結果について公表して実態の「見える化」を促進する。これに加え、陸上養殖を法第二十八条に基づく届出養殖業に位置付ける。

2 多面的機能の発揮に資する取組への支援等

内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者が中心となって、漁場を持続的に管理できる体制の構築を推進する。また、内水面漁業者と地域住民、遊漁者等の内水面利用者、水産動植物の増殖や生態系の保全等に取組み等、多様な主体が協働して行う河川・湖沼の水草除去や清掃、内水面生態系の維持・保全のための活動、多面的機能に係る理

2 多面的機能の発揮に資する取組への支援等

内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者と地域住民等が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

解の増進と関係人口の増加を図るための環境教育、漁業や釣り体験等の場の提供、これらの活動に併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組等を支援する。さらに、このような取組が契機となって、内水面漁業を核に、農林業、観光業、遊漁をはじめとする内水面レジャー産業等が連携した地域振興につながるよう、情報発信や連携構築の支援に努める。

3 人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業を含む漁業就業希望者を対象とする就業相談会等の開催、新規就業者の漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術習得のための講習会等の開催等、段階に応じた支援を行う。また、令和二年十二月に施行された漁業法等の一部を改正する法律による水産業協同組合法の改正により、一定の日数以上水産動植物の増殖をする者が内水面漁業協同組合の組合員資格を有する者に追加されたことを踏まえ、水産資源や自然環境の保全等に携わる多様な人材が内水面漁業協同組合の活動に関心を持ち、組合活動の活性化や新規組合員・職員の確保に結び付くよう、地域における理解の促進を図る。

4 商品開発への取組等への支援

高度化し、かつ、多様化する国民の需要や新型コロナウイルス感染症の影響による消費の変化に即し、生産における内水面水産資源の食材としての品質の向上、水産加工による内水面水産資源の付加価値の向上、販路の拡大・多様化等の取組を推進する。また、漁業者、水産加工業者及び水産流通業者等が連携して行う取組を推進す

3 人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業を含む漁業就業希望者を対象とする就業相談会等の開催、新規就業者の漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術習得のための講習会等の開催等、段階に応じた支援を行う。

4 商品開発への取組等への支援

高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即し、生産における内水面水産資源の食材としての品質の向上や、水産加工による内水面水産資源の付加価値の向上、販路拡大等の取組を推進する。また、漁業者、水産加工業者及び水産流通業者等が連携して行う取組を推進する。

る。

5 回遊魚類の増殖の取組への支援等

アユ、サケ・マス、ウナギ等の回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。）の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保、種苗放流に関する課題の解決、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会との連携による内水面と海面における資源管理の取組の推進等、魚種ごとの生態や利用実態等に応じた支援に努める。このうち、資源が人工ふ化放流によって造成されているサケについては、近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量が減少傾向にあるため、環境変化への対応や回帰率の良い取組事例の横展開、野生魚を活用したふ化放流技術開発等、人工種苗の遺伝的な影響も含めた研究等を早急に進める。資源の減少が危惧されているニホンウナギについては、その種苗であるシラスウナギの採捕者、ニホンウナギを採捕する漁業者等の関係者が行う資源管理のための協議を促進するとともに、河川域及び海域における生息状況や生態等の調査、効果的な増殖手法の開発、石倉増殖礁の設置等による生息環境の改善を推進する。

6 国民の理解と関心の増進

内水面は、遊漁をはじめとするレクリエーションを通じて国民が憩い、自然と触れ合う場である。他方、漁業法第六十条第五項第五号に規定する第五種共同漁業の対象となる内水面では、海面と異な

5 回遊魚類の増殖の取組への支援等

アユ、サケ・マス、ウナギ等の回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。）の持続的な利用の確保を図るため、産卵場の確保、種苗放流に関する課題の解決、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会との連携による内水面と海面における資源管理の取組の推進等、魚種ごとの生態や利用実態等に応じた支援に努める。このうち、資源が人工ふ化放流によって造成されているサケについては、全国的に回帰率が大幅に低下していることから、海洋環境の変化に対応できるように、稚魚の放流時期やサイズに留意した放流や自然環境に対する適応能力の高い種苗の育成等により、着実に回帰率の回復に取り組む。さらに、本州太平洋側においては、東日本大震災の影響により、親魚の来遊数が減少していることから、採卵用親魚の確保及び計画放流数の達成に向けた取組の支援に努める。さらに、高品質な親魚の放流場所の調査等を踏まえ、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。資源の減少が危惧されているニホンウナギについては、その種苗であるシラスウナギの採捕者、ニホンウナギを採捕する漁業者等の関係者が行う資源管理のための協議を促進するとともに、ニホンウナギの効果的な放流手法等の開発を推進する。

6 国民の理解と関心の増進

内水面は、遊漁を始めとするレクリエーションを通じて国民が憩い、自然と触れ合う場である。他方、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業の対

り有用魚種の資源量が少なく、多数の採捕者による乱獲により資源の枯渇を招きやすい。このため、第五種共同漁業の免許を受けた漁業協同組合等には同法第百六十八条に基づく増殖義務が課せられており、当該義務を果たすため、稚魚や親魚、卵の放流、産卵場造成等、地域の実態に応じた多様な増殖の取組が行われている。このような内水面漁業について、国民の理解と関心を深めるため、内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動及び体験放流等の川辺における自然体験活動並びに漁業体験等を目的とした施設の整備を推進する。また、内水面水産資源の適切な管理に資するため、各都道府県が定める漁業調整規則や漁業協同組合等が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進する。

第五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項 (削除)

1 協議会

法第三十五条第一項に規定する協議会が設置された場合には、協議会を設置した都道府県からの要請に応じて、内水面水産資源の回

象となる内水面では、海面と異なり有用魚種の資源量が少なく、多数の採捕者による乱獲により資源の枯渇を招きやすい。このため、第五種共同漁業の免許を受けた漁業協同組合等には同法第二百二十七条に基づく増殖義務が課せられており、当該義務を果たすため、稚魚や親魚の放流、産卵場造成等、地域の実態に応じた多様な増殖の取組が行われている。このような内水面漁業について、国民の理解と関心を深めるため、内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動及び体験放流等の川辺における自然体験活動並びに漁業体験等を目的とした施設の整備を推進する。また、内水面水産資源の適切な管理に資するため、各都道府県が定める漁業調整規則や漁業協同組合等が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進する。

第五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

1 国内外におけるウナギの資源管理の推進

ウナギ資源の保護・管理を早急に図るため、国際的な資源管理対策として、東アジア地域における資源管理を一層推進するとともに、国内においては、その種苗であるシラスウナギの採捕、ニホンウナギを採捕する漁業及びうなぎ養殖業に係る資源管理を三位一体として推進する。特に、うなぎ養殖業については、法第二十六条の指定養殖業の許可の制度を活用してシラスウナギの池入量の管理を行う。

2 協議会

法第三十五条第一項に規定する協議会が設置された場合には、協議会を設置した都道府県からの要請に応じて、内水面水産資源の回

復、内水面における漁場環境の再生、レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等、内水面漁業の振興に向けた効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行うとともに、それを踏まえた必要な措置を講じる。また、協議会の設置が促進されるよう、これまでに設置された協議会の活動状況や活動における課題等について、広く情報を収集するとともに、全国への普及を図る。

2 持続可能な漁場管理体制の構築

第五種共同漁業権の免許を受け、内水面水産資源の増殖と漁場管理を行っている内水面漁業協同組合は、組合員数・職員数の減少や高齢化、遊漁料収入の減少等により運営体制が脆弱になっていることから、放流に頼らない増殖やICTを活用した漁場監視、遊漁者と連携した密漁防止等、効率的な増殖・漁場管理手法の導入による運営体制の強化を支援する。また、将来にわたり持続的に増殖や漁場管理を担うことができる体制の構築に向けて、内水面漁業協同組合の合併や連携等についても幅広い視点で検討を行う。加えて、これらの取組を進めるに当たっては、都道府県レベル及び全国レベルの内水面漁業協同組合連合会が、活動方針を策定して取組を先導するなど指導的役割を果たす必要があることから、同連合会の機能強化を図る。

3 頻発・大規模化する自然災害への対策

近年頻発している大規模水害等の自然災害による被害を最小化するため、水害等が内水面動植物に与える影響の評価や被害を受けた内水面水産資源の早期の回復方法、内水面動植物への影響が少ない復旧工事等の検討を推進する。また、ダムの事前放流に係る情報

復、内水面における漁場環境の再生、レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等、内水面漁業の振興に向けた効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行うとともに、それを踏まえた必要な措置を講じる。

等を関係者間で共有するための連携体制を引き続き推進する。

4 平成二十三年原子力事故等による被害等への対策

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故及びその後の廃炉に向けた措置等（以下「平成二十三年原子力事故等」という。）に起因する、漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処のため、「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（令和三年十二月二十八日ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定）に沿って、地方公共団体が行う内水面水産資源の放射性物質検査に対する支援、遊漁者や消費者に対する正確な情報提供を行うとともに、必要に応じて追加的な風評対策を検討する。また、平成二十三年原子力事故等による損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対し被害者に寄り添った誠実な対応を求める等、適切かつ速やかな賠償が実施されるよう取り組む。

(削除)

3 平成二十三年原子力事故による被害等への対策

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）に由来する放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処のため、地方公共団体が行う内水面水産資源の放射性物質に係る安全対策について、地方公共団体が行う検査に対し必要な支援を行うとともに、検査結果や出荷停止・採捕禁止の措置の状況を取りまとめ、国及び地方公共団体のホームページに掲載し、遊漁者や消費者に対して正確な情報提供を行う。また、平成二十三年原子力事故による損害については、被害者の早期救済の観点から、東京電力ホールディングス株式会社、関係県、関係団体等が出席する連絡会議の開催等により、東京電力ホールディングス株式会社に対し賠償金の早期支払等を求める等、適切かつ速やかな賠償が実施されるよう取り組む。

4 内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方

内水面に排出又は放流される水について、浄化槽から排出される残留塩素や公共用水域の残留塩素の実態把握、界面活性剤の排出の実態把握による科学的知見の集積に努め、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

--	--

農林水産省告示第●●号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第九条第六項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（平成二十九年七月二十五日農林水産省告示第千二百六十二号）の全部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和四年●月●日

我が国は、国土の約七割を占める豊かな森林による水源涵養機能等により水に恵まれており、汽水域を含む河川や湖沼において地域ごとに特色ある漁業が営まれてきた。内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、シジミ、湖沼や養殖池で養殖されるウナギやコイ等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給するほか、ニシキゴイをはじめとした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面漁業は、これら水産物の供給に加え、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮しており、内水面漁業を農林業、観光業と関連させながら地域産業を形成している中山間地

域も多い。内水面の第五種共同漁業権を免許された水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項に規定する内水面組合（以下「内水面漁業協同組合」という。）は、種苗放流等による水産資源の増殖や漁場環境の整備等、河川・湖沼を持続的に利用するための管理を行っており、このような活動が多面的機能の発揮にも寄与している。

内水面における漁獲量・産出額は、漁場環境の悪化、漁業者の減少、水産物消費量の減少、カワウや特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。以下同じ。）による食害等により、昭和五十三年の十三万八千トン、平成十年の六百六十二億円をピークに減少傾向にあったが、平成二十年代以降は年間二〜三万トン、百六十〜二百億円の横ばいで推移している。一方、養殖については、生産量は昭和六十三年の九万九千トン、ピークに減少し、平成二十年代以降は三〜四万トンの横ばいで推移しているが、産出額については近年増加傾向にあり、令和元年には十年前と比較して約四十パーセント増の千百九十億円となっている。これは、内水面養殖生産量の約五割を占めるウナギの産出額が増大していることによる。

内水面漁業協同組合の正組合員数は、昭和五十八年の五十六万七千人をピークに、平成三十年には二十七

万人まで減少している。内水面養殖業の従事者数についても、昭和四十八年の四万三千人から平成三十年には九千人にまで減少しており、内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にある。将来にわたって内水面漁業が持続的に営まれるとともに多面的機能が発揮され、水産物の供給や農林業・観光業との連携による地域振興が図られるよう、関係府省、地方公共団体、内水面漁業協同組合等が連携して取り組むことが必要となっている。

この基本方針は、内水面漁業をめぐるこれらの状況を踏まえて、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的方向、内水面水産資源の回復に関する基本的事項、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項、内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項等を定めるものである。なお、この基本方針は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第一 内水面漁業の振興に関する基本的方向

内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面水産資源の維持増大を図り、国民に水産物を供給する漁業生産を振興すること、多面的機能が将来にわたって発揮される良好な漁場環境を保全し、漁場を適切に管理・活用する体制を確保することにより、内水面漁業と農業、観光業等との連携による地域振興の進展を図ることを旨として、関係省庁、地方公共団体、内水面漁業協同組合等が連携し、必要な施策を総合的に推進することとする。また、近年、気候変動の影響等により自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、このような変化に対応する増殖・漁場管理技術の開発や、被害の最小化、良好な漁場環境の復旧に向けた初動対応や河川管理者等関係者との連携体制の強化等を促進することとする。

第二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項

1 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、温暖化等による環境変化に対応する効果的な増殖技術の研究開発を推進するとともに、生息環境改善の手法や放流効果の高い種苗生産技術・放流手法等

の得られた成果が広く活用されるように普及を図る。内水面水産資源は、採捕の多くが遊漁者によるものであることから、漁場の環境収容力の範囲内で秩序ある遊漁利用を増やしていくことが、資源と漁場の持続的利用を図る上で重要である。このことを踏まえ、増殖を行うに当たっては、遊漁の実態や遊漁者数の動向も考慮に入れ、遊漁者を呼び込める魅力ある漁場の形成を図ることとする。また、内水面水産資源の種苗生産施設や中間育成施設の整備を推進するとともに、水害等により内水面水産資源が被害を受けた場合には、その状況についての都道府県からの報告を踏まえ、緊急に内水面水産資源を回復するための種苗放流等に対する支援等について検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

2 カワウ及び特定外来生物による被害の防止措置に対する支援等

カワウについては、「カワウ被害対策強化の考え方」（平成二十六年四月二十三日農林水産省・環境省公表）に従い、被害を与えるカワウの個体数を令和五年度までに半減させる目標の達成を図る。目標期間が終了した際には、それまでの取組の成果や調査等によって得られた知見を総括して、令和六年度

以降の中長期的な目標を策定し、被害状況を踏まえ、個体群管理と被害地における被害防止対策を継続的に行う。オオクチバス等の特定外来生物については、これまでの防除活動によって生息数が減少した水域でのリバウンド防止技術や、侵入初期段階での定着防止に資する技術等、効果的な防除技術の開発を行い、内水面水産資源に重大な被害が生じている地域において、適切な目標を定め、効果を検証しながら防除を推進する。

3 内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等

内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防及びまん延防止のため、迅速な診断法及び予防・治療技術の開発及び普及を推進する。また、海外における伝染性疾患の発生状況等について情報を収集し、都道府県の協力を得つつ、内水面漁業者に対して、必要な情報を迅速に提供する。さらに、海外からの輸入防疫対象疾患の侵入を防ぐため、管理命令等を的確に運用し、必要があれば、焼却、埋却等の措置を命じる。

第三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

1 内水面に係る水質の確保

内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等を促進する。

2 内水面に係る水量の確保

内水面における水量の確保を図るため、各地で流域を中心とした地下水の涵養を促進するための雨水浸透枡^{ます}、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置や水田の冬期湛水^{たん}等健全な水循環系の維持又は回復に努めるものとする。

3 森林の整備及び保全

森林の有する水源の涵養の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な保育、間伐等の森林の整備を推進するとともに、治

山施設の整備や保安林の適切な管理等による森林の保全を推進する。また、地域の多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくり等を推進する。

4 内水面水産資源の生育に資する施設の整備

内水面における水産動物の遡上・降下環境の改善のため、その移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、堰等の河川横断施設について、魚道の設置及び改良並びに適切な維持管理を推進する。また、内水面水産資源の生育に重要な役割を果たす水田と河川との連続性に配慮した排水路等の整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮する。さらに、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、アユ、溪流魚等の産卵場となる礫底れきの造成、コイ、フナ等の産卵場となる産卵植生の保全及び造成、様々な水産動植物の棲み家となる石倉増殖礁等の設置等の取組を推進する。

5 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行うこととし、平面計画や縦横断計画等の河道計画や河岸の保全・整備等に当たっては、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全にも資するよう、個別の箇所ごとの状況に応じた取組を行う。

第四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

1 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

内水面における漁業生産を担う湖沼漁業の経営体育成を図るため、「水産基本計画」（令和四年三月二十五日閣議決定）を踏まえて、「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」を活用した振興が進むよう、ICTを活用した漁業対象種の資源管理、担い手の確保・育成、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革等の取組を推進する。また、内水面漁業においては、漁船の操業、養殖の加温等に用いる原油及び養殖用配合飼料が総費用に占める割合が大きく、これらの価格の変動が経営に与える影響が大きいことから、これらの影響を緩和することを目的として、燃油と配合餌料の価格高騰対策を

適切に実施する。

養殖業においては、近年、生食市場の拡大が顕著である、海面で養殖されるサケ・マス類の種苗について、国内の供給力を強化するため、海面養殖業者のニーズ調査、種苗生産に適した地域や施設の洗い出し等、課題の整理と対応に向けた検討を行う。

ウナギ資源の持続可能な利用を確保していくため、国際的な取組としては、我が国が主導的な役割を果たし、中国、韓国及び台湾との四か国・地域での池入れ量制限、科学的な助言の提供等を行うための科学者会合の開催をはじめとする資源管理を一層推進する。国内においては、漁業法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十五号）により、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百二十二条第一項に規定する特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて、当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の違法な採捕に対する罰則規定が新たに創設され、令和五年十二月から適用されることを踏まえ、ウナギの稚魚を特定水産動植物に指定するとともに、その流通が不透明であるとの指摘があることから、特定水産動植物等の国内流通の適正

化等に関する法律（令和二年法律第七十九号。令和四年十二月施行。）に基づき、流通の適正化を図る（ウナギの稚魚に対する同法の規定は、令和七年十二月に適用。）。また、法第二十六条の指定養殖業の許可の制度を活用してシラスウナギの池入量の管理を継続する。加えて、ウナギは養殖用種苗の全てを天然採捕に依存していることから、種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。

国際商材として輸出拡大が期待されるニシキゴイ等については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）等を踏まえて、海外でのセミナーやプロモーション等の取組を促進するとともに、疾病管理体制の構築、外国産ニシキゴイとの差別化に資する規格の策定や認証の取得等に向けた取組を支援し、更なる輸出の拡大を図る。

陸上養殖については、実態把握調査を実施するとともに、都道府県を通じたフォローアップ調査を定期的に実施し、調査結果について公表して実態の「見える化」を促進する。これに加え、陸上養殖を法第二十八条に基づく届出養殖業に位置付ける。

2 多面的機能の発揮に資する取組への支援等

内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者が中心となって、漁場を持続的に管理できる体制の構築を推進する。また、内水面漁業者と地域住民、遊漁者等の内水面利用者、水産動植物の増殖や生態系の保全等に取り組む者等、多様な主体が協働して行う河川・湖沼の水草除去や清掃、内水面生態系の維持・保全のための活動、多面的機能に係る理解の増進と関係人口の増加を図るための環境教育、漁業や釣り体験等の場の提供、これらの活動に併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組等を支援する。さらに、このような取組が契機となって、内水面漁業を核に、農林業、観光業、遊漁をはじめとする内水面レジャー産業等が連携した地域振興につながるよう、情報発信や連携構築の支援に努める。

3 人材の育成及び確保

効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業を含む漁業就業希望者を対象とする就業相談会等の開催、新規就業者の漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術習得のための講習会等の開催等、段階に応じた支援を行う。また、令和二年

十二月に施行された漁業法等の一部を改正する法律による水産業協同組合法の改正により、一定の日数以上水産動植物の増殖をする者が内水面漁業協同組合の組合員資格を有する者に追加されたことを踏まえ、水産資源や自然環境の保全等に携わる多様な人材が内水面漁業協同組合の活動に関心を持ち、組合活動の活性化や新規組合員・職員の確保に結び付くよう、地域における理解の促進を図る。

4 商品開発への取組等への支援

高度化し、かつ、多様化する国民の需要や新型コロナウイルス感染症の影響による消費の変化に即し、生産における内水面水産資源の食材としての品質の向上、水産加工による内水面水産資源の付加価値の向上、販路の拡大・多様化等の取組を推進する。また、漁業者、水産加工業者及び水産流通業者等が連携して行う取組を推進する。

5 回遊魚類の増殖の取組への支援等

アユ、サケ・マス、ウナギ等の回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。）の持続

的な利用の確保を図るため、産卵場の確保、種苗放流に関する課題の解決、内水面漁場管理委員会と海区漁業調整委員会との連携による内水面と海面における資源管理の取組の推進等、魚種ごとの生態や利用実態等に応じた支援に努める。このうち、資源が人工ふ化放流によって造成されているサケについて、近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量が減少傾向にあるため、環境変化への対応や回帰率の良い取組事例の横展開、野生魚を活用したふ化放流技術開発等、人工種苗の遺伝的な影響も含めた研究等を早急に進める。資源の減少が危惧されているニホンウナギについては、その種苗であるシラスウナギの採捕者、ニホンウナギを採捕する漁業者等の関係者が行う資源管理のための協議を促進するとともに、河川域及び海域における生息状況や生態等の調査、効果的な増殖手法の開発、石倉増殖礁の設置等による生息環境の改善を推進する。

6 国民の理解と関心の増進

内水面は、遊漁をはじめとするレクリエーションを通じて国民が憩い、自然と触れ合う場である。他方、漁業法第六十条第五項第五号に規定する第五種共同漁業の対象となる内水面では、海面と異なり有

用魚種の資源量が少なく、多数の採捕者による乱獲により資源の枯渇を招きやすい。このため、第五種共同漁業の免許を受けた漁業協同組合等には同法第六十八条に基づく増殖義務が課せられており、当該義務を果たすため、稚魚や親魚、卵の放流、産卵場造成等、地域の実態に応じた多様な増殖の取組が行われている。このような内水面漁業について、国民の理解と関心を深めるため、内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動及び体験放流等の川辺における自然体験活動並びに漁業体験等を目的とした施設の整備を推進する。また、内水面水産資源の適切な管理に資するため、各都道府県が定める漁業調整規則や漁業協同組合等が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を促進する。

第五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

1 協議会

法第三十五条第一項に規定する協議会が設置された場合には、協議会を設置した都道府県からの要請に応じて、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、レクリエーションとの水面利用に関するトラブル防止等、内水面漁業の振興に向けた効果的な協議が円滑に行われるよう、関係者間の調

整等を行うとともに、それを踏まえた必要な措置を講じる。また、協議会の設置が促進されるよう、これまで設置された協議会の活動状況や活動における課題等について、広く情報を収集するとともに、全国への普及を図る。

2 持続可能な漁場管理体制の構築

第五種共同漁業権の免許を受け、内水面水産資源の増殖と漁場管理を行っている内水面漁業協同組合は、組合員数・職員数の減少や高齢化、遊漁料収入の減少等により運営体制が脆弱になっていることから、放流に頼らない増殖やICTを活用した漁場監視、遊漁者と連携した密漁防止等、効率的な増殖・漁場管理手法の導入による運営体制の強化を支援する。また、将来にわたり持続的に増殖や漁場管理を担うことができる体制の構築に向けて、内水面漁業協同組合の合併や連携等についても幅広い視点で検討を行う。加えて、これらの取組を進めるに当たっては、都道府県レベル及び全国レベルの内水面漁業協同組合連合会が、活動方針を策定して取組を先導するなど指導的役割を果たす必要があることから、同連合会の機能強化を図る。

3 頻発・大規模化する自然災害への対策

近年頻発している大規模水害等の自然災害による被害を最小化するため、水害等が内水面動植物に与える影響の評価や被害を受けた内水面水産資源の早期の回復方法、内水面動植物への影響が少ない復旧工事等の検討を推進する。また、ダムの事前放流に係る情報等を関係者間で共有するための連携体制を引き続き推進する。

4 平成二十三年原子力事故等による被害等への対策

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故及びその後の廃炉に向けた措置等（以下「平成二十三年原子力事故等」という。）に起因する、漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処のため、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（令和三年十二月二十八日ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議決定）に沿って、地方公共団体が行う内水面水産資源の放射性物質検査に対す

る支援、遊漁者や消費者に対する正確な情報提供を行うとともに、必要に応じて追加的な風評対策を検討する。また、平成二十三年原子力事故等による損害については、東京電力ホールディングス株式会社に対し被害者に寄り添った誠実な対応を求める等、適切かつ速やかな賠償が実施されるよう取り組む。